# 専　決　処　分　書

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、平成２３年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算（第４号）を別紙のとおり専決処分する。

平成２４年３月３１日

藤岡市長　新　井　利　明

# 平成２３年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算（第４号）

平成２３年度藤岡市の下水道事業特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第１条　地方自治法第２１３条第１項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第１表繰越明許費」による。

平成２４年３月３１日

藤岡市長　　新　井　　利　明

第１表　繰　越　明　許　費

（単位　千円）

| 款 | 項 | 事　業　名 | 金　額 |
|---|---|---|---|
| １　公　共　下　水　道　費 | １　公　共　下　水　道　費 | 公　共　下　水　道　建　設　事　業 | １２，２８５ |